

(公印・契印省略)

総基料第 116 号  
令和 5 年 5 月 26 日

西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 森林 正彰 殿

総務省総合通信基盤局長  
竹村 晃一

第一種指定電気通信設備接続会計規則の取扱い等について（要請）

第一種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該接続に関する収支の状況等を明らかにし、もって接続料の適正な算定に資するために、下記について要請する。なお、貴社宛て「第一種指定電気通信設備接続会計規則の取扱い等について（要請）」（令和 3 年 6 月 25 日付け総基料第 156 号）は、廃止する。

記

- 1 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年郵政省令第 91 号。以下「会計規則」という。）に基づく接続会計報告書の作成に当たっては、別記 1 に従い整理すること。
- 2 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号。以下「接続料規則」という。）第 5 条に規定する機能について、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 33 条第 5 項に規定する方法により算定された費用と会計規則に基づき整理された費用との比較・検証を行うための情報を、別記 2 に従い接続会計報告書において記載すること。
- 3 貴社と貴社の子会社との間の取引について、別記 3 に従い接続会計報告書において記載すること。

## 第一種指定電気通信設備接続会計規則の取扱要領

1 趣旨

この取扱要領は、会計規則について、平成 13 年総務省告示第 243 号（電気通信事業法第 33 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき電気通信設備を指定する件）に基づく東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備の指定に伴う取扱上の留意事項等を定めるものである。

2 定義

## (1) 直課

会計規則別表第 2 様式第 4 に定める設備区分等に費用を直接に帰属させること（ネットワークを効率的に使用するために伝送路等を複数の階てい・役務で共用している場合及び主要設備に直接に帰属された費用を 64kbps 換算による回線数比等によって各設備区分に帰属させる場合を含む。）をいう。

## (2) 活動基準帰属

占有面積比、故障件数比など費用との因果性について相当の合理性を有する基準により、設備区分等へ費用を帰属させること（費用が対応する設備区分等の範囲を、当該基準により可能な限り限定した後に、支出額比、固定資産価額比等を用いて設備区分等へ費用を帰属させる場合を含む。）をいう。

## (3) 配賦

費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、(1)又は(2)の方法によらず、支出額比、固定資産価額比等を直接用いて、設備区分等へ費用を帰属させることをいう。

## (4) 会計整理手順書

会計規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、接続会計報告書に記載される接続会計財務諸表作成に当たっての具体的な整理手順の説明を行うために下記 3 の規定を踏まえて作成するものであり、①会計単位、活動区分、設備区分等の解説、②資産、費用及び収益の帰属の詳細な方法、③試験研究におけるインフラ系研究（応用・基礎）、ユーザー系研究（応用・基礎）及び純粹基礎研究の明確な判別基準、④費用項目等にコードを付与し、処理手順にあわせて配賦基準及び配賦プロセスを一覧できる「配賦フロー」等を記載したものをいう。

### 3 資産並びに費用及び収益の整理の手順

会計規則第4条第2号及び第7条から第9条までの規定に基づく資産並びに費用及び収益の整理の手順は、次の各号による。

(1) 資産及び費用については、別表に従って①から⑨までにより設備区分ごとに整理する。

- ① 設備区分ごとに資産及び費用を集計するため、加入者交換機、伝送機械設備、市外線路設備等物理的に管理可能な電気通信設備（以下「主要設備」という。）の資産区分、支援設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費、試験研究、全般管理（共通・管理）、電気通信役務の提供等（以下「サービス活動」という。）の活動区分のほか、建物、土地など2つ以上の活動区分に共通に係る資産及び費用を把握する活動支援の区分を設定し、それぞれの区分に対応する資産及び発生する費用を帰属させる。
- ② 活動支援に整理した資産及び費用を、会計規則別表第2様式第4の注に定める基準により、主要設備、支援設備及び設備への帰属の明確な営業費・運用費、試験研究、全般管理及びサービス活動のそれぞれの活動区分（以下「主要設備等」という。）に帰属させる。
- ③ 支援設備に整理した資産及び費用を、会計規則別表第2様式第4の注に定める基準により、主要設備等に帰属させる。
- ④ 試験研究に整理した資産及び費用を、会計規則別表第2様式第4の注に定める基準により、主要設備等に帰属させる。
- ⑤ 全般管理・共通に整理した資産及び費用を、会計規則別表第2様式第4の注に定める基準により、主要設備等に帰属させる。
- ⑥ 全般管理・管理に整理した資産及び費用を、会計規則別表第2様式第4の注に定める基準により、主要設備等に帰属させる。
- ⑦ ①から⑥までにより整理された主要設備のうち、その設備が2以上の主要設備等のために用いられるものについては、回線数比、取得固定資産価額比等により対応する主要設備等に帰属させる。
- ⑧ ①から⑦までにより主要設備に整理した資産及び費用については、回線数比等により設備区分等に帰属させる。
- ⑨ ①から⑥までにより整理された設備への帰属の明確な営業費・運用費については、契約回線数比等により、設備区分に帰属させる。

(2) 収益については、別表に従って整理する。

#### 4 勘定科目の整備

会計規則別表第1において、「(何)」と記載された項目及び会計規則第6条第3項の規定に基づく細区分は、別表のとおりとする。

#### 5 回線の設定状況の記載

会計規則別表第3第4部において、階てい別・用途別回線設定の状況は、次の各号に従って毎事業年度（中継伝送路については毎事業年度2回）の回線設定実態調査を行った結果を記載する。

- (1) 端末系伝送路については、サービスに供している回線の設定状況を記載する。
- (2) 中継系伝送路については、会計規則別表第2様式第4に規定する伝送路の設備区分ごとに、サービスに供している回線の設定状況を記載する。

## 長期増分費用と実際費用との比較・検証を行うための情報について

電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）別表第1の費用の項の営業費用の表中電気通信事業営業費用に区分される各科目に準じて接続料規則第5条に規定する機能<sup>※1</sup>について、電気通信事業法第33条第5項に規定する方法により算定された費用<sup>※2</sup>（以下「長期増分費用」という。）と会計規則に基づき整理された費用<sup>※2</sup>（以下「実際費用」という。）との比較・検証を行うための情報を、次の様式に準じ接続会計報告書において記載すること。

[様式]

(単位 百万円)

	長期増分費用	実際費用
営業費		
運用費		
施設保全費		
共通費		
管理費		
試験研究費		
減価償却費		
固定資産除却		
通信設備使用		
租税公課		

※1 中継伝送専用機能及び信号伝送機能を除く。

※2 NTSコストの付け替えを考慮しない費用

## 子会社との取引について

貴社と貴社の子会社との間の取引について、次の様式に従い接続会計報告書において記載すること。なお、重要でないものは、一括して記載することができる。

[様式]

(単位 百万円)

区分		金額	摘要
営業取引高	仕入高 又は支払額	(何)	
		計	